

TFS国際税理士法人 News Letter

新年明けましておめでとうございます。令和になって、初めての新しい年の幕開けです。皆さま、新たな気持ちで新春をお迎えのことと思います。松下幸之助翁の生前の言葉を集めた「日めくり」カレンダー・・・今年の表紙は『心意気』です。事に当たっては積極的に、ときには損得を超越してぶつかる。失敗したら、いっさい言い訳をせず、潔くあらためる。そんな誠意あふれる気概、心意気を持ちたいものである。そんな誠意あふれる『心意気』で、一年の日々を大切に過ごしていけたらと思います。。。本年も、どうぞ宜しくお願いいたします。



TFSグループ (税理士・会計士・社労士・行政書士)

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル5階
TEL : 03-3225-6400 FAX : 03-3225-6405
MAIL : info@tfsnavi.com

1月からの給与の源泉徴収 必ず最新の源泉徴収税額表で！

平成30年度税制改正や令和元年度税制改正により、令和2年分の給与に係る源泉徴収税額表その他が変わります。

扶養親族等の数

給与を支給する際は、所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）の額を計算・徴収し、納付します。これを“源泉徴収”といいます。

『給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）』（以下、源泉徴収税額表）を用いて、源泉徴収する所得税の額（以下、源泉徴収税額）を求める場合、扶養控除等申告書（以下、マル扶）の提出者であれば、甲欄を使用します。甲欄は、「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」をもとに、「扶養親族等の数」に応じて源泉徴収税額を求めま

す。この「扶養親族等の数」が、令和2年1月の給与支給分から下のおりとなりました。

【扶養親族等の数】

扶養親族等の数は、次の①から④の合計です。

- ① **源泉控除対象配偶者**※に該当…1人加算
※マル扶に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除く
- ② **控除対象扶養親族**に該当…1人加算
- ③ **所得者本人**が次に該当すると…1人加算
 - ・障害者（特別障害者を含む）
 - ・寡夫又は寡婦（特別の寡婦を含む）
 - ・勤労学生
- ④ 所得者本人の**同一生計配偶者**又は**扶養親族**のうち、次に該当すると…1人加算
 - ・障害者（特別障害者を含む）
 - ・同居特別障害者

【給与所得の源泉徴収税額表（月額表）一部抜粋】

給与所得の源泉徴収税額表（令和2年分）											
（一）月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一（平成31年3月29日財務省告示第97号改正））（～166,999円）											
その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数							乙 税額		
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人			
以上	未満	税 額							税 額		
例.									円		
・月額表「甲」欄適用									その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額		
・その月の社会保険料等控除後の給与等の金額：90,000円											
・扶養親族等の数：0人											
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300

国税庁「令和2年分 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」一部抜粋・一部編集
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/zeigakuhyo2019/data/01-07.pdf>

対象者の見直し

「扶養親族等の数」を求める際の①～④の対象者について、令和2年分から一部見直しがされています。具体的には、対象者の所得金額要件の見直しと、源泉控除対象配偶者から除外される者の付加です。

1. 所得金額要件の見直し

基礎控除額の改正の影響で、対象者の所得金額要件が見直されています。「扶養親族等の数」は、提出を受けたマル扶から対象者を判断することとなるため、数を求める上で影響がある部分を、マル扶の記載区分ごとに下表のとおりまとめました。

【マル扶記載区分別所得金額要件】

記載区分		所得金額の要件 ^{※1}	
		令和2年分	令和元年年分
A	源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
B	控除対象扶養親族		
C	障害者、寡婦、 寡夫又は勤労学生	扶養親族	48万円以下
		同一生計配偶者	38万円以下
		生計を一にする子 ^{※2}	
		勤労学生	75万円以下
			65万円以下

(※1) 生計を一にする子だけが総所得金額等、その他は全て合計所得金額。

(※2) 生計を一にする子は、寡婦控除（寡夫控除）の要件の一つ。

2. 源泉控除対象配偶者から除外される者

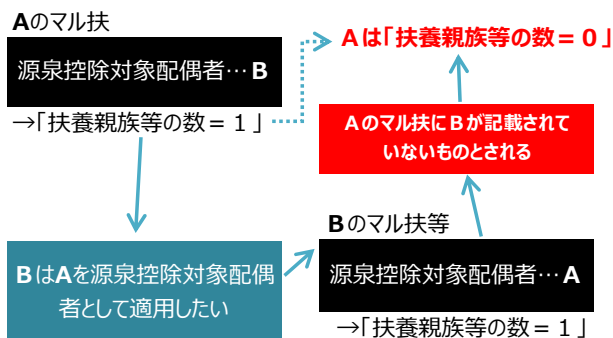
令和元年度税制改正により、夫婦間で重複して、源泉徴収時に源泉控除対象配偶者の適用ができない改正がなされました。それが

【扶養親族等の数】の※に記した『マル扶に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除く』です。

財務省の「令和元年度 税制改正の解説」の内容を元に例えると、Aのマル扶に源泉控除対象配偶者としてBを記載していた場合で、Bのマル扶等に源泉控除対象配偶者としてA

を記載して適用を受けるときは、AはBの記載がされていないものとして、「扶養親族等の数」を計算することとなります。

例.



源泉徴収税額の見直し

令和2年分の源泉徴収税額表の源泉徴収税額は、次の平成30年度税制改正の影響により見直されています。これは源泉徴収税額を自動計算する、いわゆる“電算機計算の特例”も同様です。

・給与所得控除額の見直し

…一律10万円引き下げ

…上限額195万円（収入金額850万円）へ引き下げ

・基礎控除額の改正

…一律38万円→最高48万円へ

・所得金額調整控除の創設

…給与年収850万円超で一定の要件に該当する場合は、一定額を給与所得金額から控除

令和2年1月以降の給与支払をする際には、必ず令和2年分の源泉徴収税額表あるいはそれに見合った“電算機計算の特例”等を用いて、適正な源泉徴収を行いましょう。



確認しておきたい研修・教育訓練時の労働時間の取扱い

2019年4月より働き方改革関連法の一つとして、改正労働基準法が施行され、大企業に時間外労働の上限規制が適用されています。いよいよ2020年4月には中小企業にも適用となります。ますます厳格な労働時間管理が求められる中、労働時間の考え方を理解しておくことの重要性が増しています。こうした中、厚生労働省より「労働時間の考え方：「研修・教育訓練」等の取扱い」が発行されましたので、この内容を見ておきます。



労働時間とは

そもそも労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は、労働時間に該当します。

例えば、出勤時に交通混雑の回避等のために、労働者が自発的に始業時刻よりも前に会社に到着しているようなケースがあります。この始業時刻までの間、業務に従事しておらず、業務の指示を受けていないような場合は、労働時間に該当しません。

研修・教育訓練の取扱い

研修・教育訓練については、業務上義務づけられていない自由参加のものであれば、その研修・教育訓練の時間は、労働時間には該当しないとされています。なお、研修・教育訓練への不参加について、就業規則で減給処分の対象とされていたり、不参加によって業務を行うことができなかつたりするなど、事実上参加を強制されているような場合には、労働時間に該当します。

以下では、実際に労働基準監督署へ問い合わせのあった事例の中から、労働時間に該当しない例、該当する例を紹介します。

【労働時間に該当しない例】

- ① 終業後の夜間に行うため、弁当の提供はしてい

るものの、参加の強制はせず、また、参加しないことについて不利益な取扱いをしない勉強会。

- ② 労働者が、会社の設備を無償で使用する許可をとった上で、自ら申し出て、一人でまたは先輩社員に依頼し、使用者からの指揮命令を受けることなく勤務時間外に行う訓練。
- ③ 会社が外国人講師を呼んで開催している任意参加の英会話講習。なお、英会話は業務とは関連性がない。

【労働時間に該当する例】

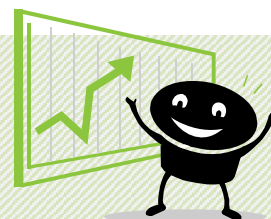
- ① 使用者が指定する社外研修について、休日に参加するよう指示され、後日レポートの提出も課されるなど、実質的な業務指示で参加する研修。
- ② 自らが担当する業務について、あらかじめ先輩社員がその業務に従事しているところを見学しなければ、実際の業務に就くことができないとされている場合の業務見学。

労働時間に該当しないとする場合には、上司がその「研修・教育訓練」を行うよう指示しておらず、かつ、その「研修・教育訓練」を開始する時点において本来業務や本来業務に不可欠な準備・後処理は終了しており、労働者はそれらの業務から離れてよい状況にあることを確認しておきましょう。

この機会に、適正な取扱いができているか確認しましょう。



企業規模別の有休取得状況



2019年4月より、年10日以上 of 年次有給休暇（以下、有休）が付与される従業員について、有休の日数のうち年5日の取得が義務化されています。ここでは同年10月に発表された厚生労働省の調査結果※から、企業規模別に有休の取得状況をみていきます。

1人平均付与日数は18.0日

上記調査結果から、2018年（または2017会計年度、以下、2018年）の労働者1人平均の有休付与日数は、調査計（全体）で18.0日となりました。2017年から0.2日の減少です。

1人平均取得日数は9.4日

次に、直近3年間の労働者1人平均の有休取得日数の推移をまとめると、下グラフのとおりです。

調査計は増加傾向にあり、2018年は9.4日となりました。規模別にみると、1,000人以上で取得日数が10日を超えています。999人以下では、規模が小さくなるにつれて取得日

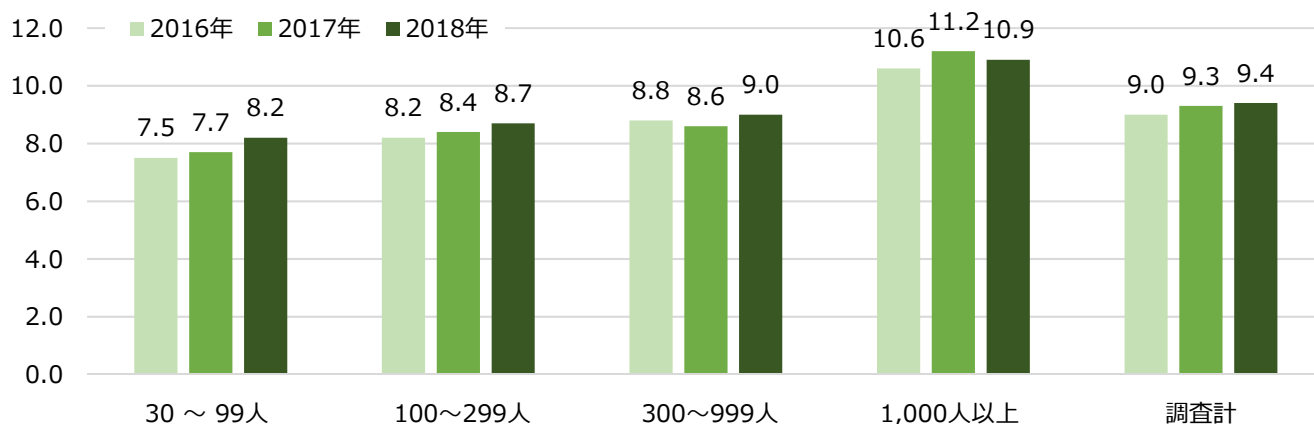
数が少なくなっています。ただし30～99人と100～299人の規模では、調査計と同様に2年続けて取得日数は増加しています。

1人平均取得率は52.4%

2018年の労働者1人平均の有休取得率は52.4%で、2017年に比べて1.3ポイント増加しています。規模別では、1,000人以上が58.6%となりましたが、999人以下の規模では、50%には届いていません。

働き方改革の進展により、労働時間は少なくなる傾向にあります。こうした状況で企業を存続・成長させていくには、生産性の向上が必要です。そのために、業務の見直しや効率化等を進めていくことが重要です。

労働者1人平均有休取得日数の推移（単位：日）



厚生労働省「就労条件総合調査 結果の概況」より作成

※厚生労働省「平成31年就労条件総合調査 結果の概況」

日本標準産業分類に基づく16大産業に該当する産業で、常用労働者30人以上を雇用する民間企業（会社組織以外の法人を含む）から、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した企業を対象にした調査です。取得率は、取得日数計／付与日数計×100(%)です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/19/index.html>



年代別のソーシャルメディア系サービス/アプリ等の利用状況



総務省によると、ソーシャルネットワーキングサービスを活用する企業や個人が増えています。ここでは2019年9月に発表された資料※から、年代別にソーシャルメディア系サービス/アプリ等（以下、サービス）の利用状況をみていきます。

利用率が高いLINEとYouTube

上記資料から全ての年代の利用率が10%以上のサービスについて、年代別の利用率をまとめると下グラフのとおりです。LINEの利用率が10代以外の年代で最も高く、全年代の利用率は82.3%となりました。次いでYouTubeが高く、全年代で75.7%でした。以下、Twitterが37.3%、Instagramが35.5%、Facebookが32.8%となっています。

30代以降で高いFacebook

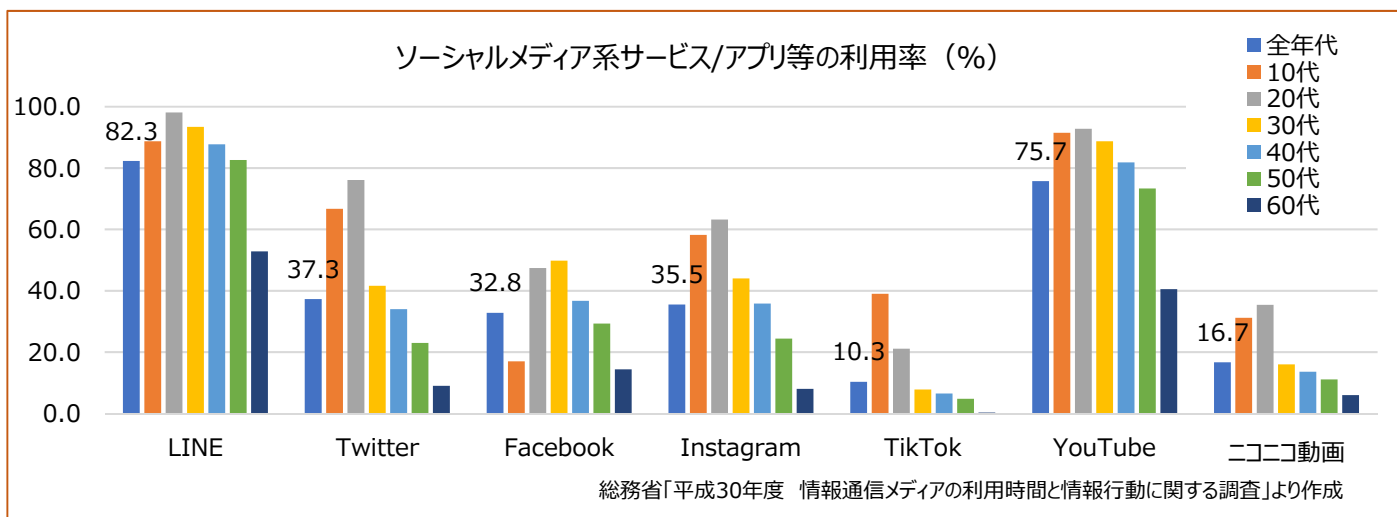
LINEとYouTube以外のサービスについて、年代別の利用状況をみると、TwitterとInstagramの利用率が10代と20代で50%を超えてい

ます。Facebookの利用率は30代以降で高いという傾向がみられます。

女性で高いInstagram

男女別のサービス利用率を紹介すると、男女ともLINEとYouTubeの利用率が70%を超えています。それ以外では、男性はTwitter37.5%、Facebook32.8%、Instagram28.4%の順ですが、女性はInstagram42.8%、Twitter37.0%、Facebook32.8%で、女性はInstagramの利用率が高いことがわかります。

自社でこれらのサービスを利用する際は、ターゲットの年代や性別も考慮して、サービスを選択することが大切です。



※総務省「平成30年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

13歳から69歳までの男女1,500人を対象に、2019年（平成31年）2月から3月にかけて実施された調査です。ここで紹介したデータは、ユーザ同士の交流やコミュニケーションを主な目的とするソーシャルメディア系サービス/アプリに動画等の共有サイトを加えた主なソーシャルメディア系サービス/アプリ等（LINE、Twitter、Facebook、Instagram、mixi、GREE、Mobage、Snapchat、TikTok、YouTube、ニコニコ動画）について、利用の有無を調べたものです。詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000082.html

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶回り等を滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれるでしょう。

2020年1月

お仕事備忘録

1. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

2. 固定資産税の償却資産に関する申告

3. 個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）

4. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

5. 各種法定調書の提出

6. ハローワークの求人に関するサービスの拡充と求人票の様式変更

7. 4月入社の内定者への情報提供

1. 還付申告（所得税の確定申告）の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の提出は、2月15日以前でも可能です。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

2. 固定資産税の償却資産に関する申告

今年の1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

3. 個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）

第4期分の個人の道府県民税と市町村民税の納付月です。納付期限は、市町村の条例で定める日です。資金繰りも考慮した上で、納付もれがないようにしましょう。

4. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれがないかどうかの確認をしましょう。また、昨年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者が否かに限らず全ての給与受給者に交付しましょう。

5. 各種法定調書の提出

毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書等を確認の上、提出しましょう。

6. ハローワークの求人に関するサービスの拡充と求人票の様式変更

2020年1月6日より、ハローワークの求人に関するサービスが拡充されます。これによりオンラインでの求人申込みなどが可能になります。また、求人票の様式が一部変更されますので、内容の確認や追加情報の登録を行うようにしましょう。

7. 4月入社の内定者への情報提供

いよいよ3ヶ月後には新卒者が入社してきます。内定者に対しては、入社までのスケジュールや入社に必要な書類についての連絡を行い、入社準備をしておいてもらうようにしましょう。

お仕事 カレンダー

2020.1

新年を迎え、気持ちも新たに仕事をスタートさせましょ
う。新年早々やるべきことがたくさんあります。もれのない
ように計画的に業務を進めましょう。



日	曜	日	六曜	項 目
1	水	赤口	元日	●還付申告（所得税の確定申告）の受付開始（～3月15日）
2	木	先勝		
3	金	友引		
4	土	先負		
5	日	仏滅		
6	月	大安	小寒	●健康保険・厚生年金保険料の支払（11月分）
7	火	赤口		
8	水	先勝		
9	木	友引		
10	金	先負		●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（12月分）
11	土	仏滅		
12	日	大安		
13	月	赤口	成人の日	
14	火	先勝		
15	水	友引		
16	木	先負		
17	金	仏滅		
18	土	大安		
19	日	赤口		
20	月	先勝	大寒	●源泉所得税の納期限の特例納付（前年7～12月分）
21	火	友引		
22	水	先負		
23	木	仏滅		
24	金	大安		
25	土	先勝		
26	日	友引		
27	月	先負		
28	火	仏滅		
29	水	大安		
30	木	赤口		
31	金	先勝		●健康保険・厚生年金保険料の支払（12月分） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第3期分）※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[10～12月]について報告） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）※市町村の条例で定める日まで ●税務署へ法定調書の提出 ●市区町村への給与支払報告書の提出 ●固定資産税の償却資産に関する申告 ●給与所得者の扶養控除等申告書の回収 ※最初の給与支払日の前日まで ●源泉徴収票の交付